

岩手県告示第625号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第14項の規定により、工業専用地域内における物品販売業を営む店舗の建築を許可するため、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

平成29年8月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 意見の聴取の内容 青森県八戸市根城六丁目22番10号株式会社サンデーが釜石市の工業専用地域である釜石市港町二丁目51番1の一部に物品販売業を営む店舗（5,645.01平方メートル）を建築することを許可することについて
- 2 意見の聴取の期日及び場所
 - （1） 期日 平成29年8月31日（木）午後1時30分から
 - （2） 場所 釜石市天神町3番8号 釜石市役所第4庁舎 3階会議室